

事前評価調書

I 事業概要																										
事業名	砂防等事業（急傾斜地崩壊対策事業）																									
地区名	ひがしうねくいき 東宇連区域																									
事業箇所	きたしたらぐんとよねむらかみくろかわ 北設楽郡豊根村上黒川地内																									
事業のあらまし	当該区域は、北設楽郡豊根村に位置し、保全対象として人家5戸を有するがけ高18m勾配40°の急傾斜地であり、急傾斜地の崩壊から人命等を保護するため、急傾斜地崩壊防止施設を整備し、土砂災害対策を推進する。																									
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人家5戸を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全する。 <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p> <ul style="list-style-type: none"> なし。 																									
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th>内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.00億円</td><td>■工事費 0.74億円、■用補費 0.03億円、■その他 0.23億円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳	1.00億円	■工事費 0.74億円、■用補費 0.03億円、■その他 0.23億円																					
事業費	内訳																									
1.00億円	■工事費 0.74億円、■用補費 0.03億円、■その他 0.23億円																									
事業期間	採択予定年度 平成30年度 着工予定年度 平成31年度 完成予定年度 平成32年度																									
事業内容	急傾斜地崩壊防止施設工（擁壁工等） L=40m																									
II 評価																										
① 事業の必要性	1) 必要性	斜面の風化が激しく、豪雨等により斜面崩壊が発生した際には甚大な被害が発生する恐れがあるため、早急に急傾斜地崩壊防止工事を行い、保全対象を保護する必要がある。 ※費用便益分析マニュアル（急傾斜）に基づき算定したB/Cは、2.90で1.0を越えている。																								
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																							
			【理由】急傾斜地の崩壊から保全対象を保全する必要があるため。																							
② 事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査・設計</td><td>↔</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>用地補償</td><td></td><td>↔</td><td></td></tr> <tr> <td>工事</td><td>◀</td><td>▶</td><td></td></tr> <tr> <td>・擁壁工</td><td>◀</td><td>▶</td><td></td></tr> <tr> <td>事業費（億円）</td><td>1.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		H30	H31	H32	調査・設計	↔			用地補償		↔		工事	◀	▶		・擁壁工	◀	▶		事業費（億円）	1.00		
		H30	H31	H32																						
	調査・設計	↔																								
	用地補償		↔																							
工事	◀	▶																								
・擁壁工	◀	▶																								
事業費（億円）	1.00																									
2) 地元の合意形成	地域住民から急傾斜地崩壊対策事業への要望が非常に強い為、地元の協力が得られる環境であると考えられる。																									
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																								
		【理由】円滑な事業環境が整っており、計画の実効性が確保されている。																								
III 対応方針																										
妥当である	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																									
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																										

対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

急傾斜地崩壊防止施設や保全対象の状況から事業効果を確認する。